

平成 22 年 10 月 22 日

各 位

本店所在地 山口県宇部市西本町二丁目 11 番 2 号  
会 社 名 株式会社アルファクス・フード・システム  
代 表 者 代表取締役社長 田 村 隆 盛  
(コード番号：3814)  
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 河原 克樹  
電 話 番 号 0836-32-5161 (代表)  
U R L <http://www.afs.co.jp/>

### 証券取引等監視委員会による当社従業員に対する課徴金納付命令勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社の従業員に金融商品取引法違反の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社の従業員に対する課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・投資家の皆様並びに関係者の方々にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社としては、今回の法令違反の事実を厳粛に受け止め、真摯に社内管理態勢の強化及び社内教育の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

### 記

#### 1. 勧告を受けた事由の概要

証券取引等監視委員会の発表によれば、当社の従業員が勧告を受けた事由の概要は以下のとおりです。

当社の従業員は、当社の役員から、同人がその職務に関し知った、当社が自己の株式の取得を行うことを決定した事実の伝達を受けながら、この事実が公表された平成21年8月24日午後4時30分ころより前の同年7月22日午後2時36分ころから同年8月24日午後3時2分ころまでの間に、当社の従業員の親族の計算において、当社の株式合計84株を買付価額588万7600円で買い付けたものであります。

以上の行為が、金融商品取引法第175条第10項の規定により、同条第1項に規定する「第166条・・・第3項の規定に違反して、同条第1項に規定する売買等をした」行為に該当すると認められました。

## 2. 勧告の内容

上記の法令違反に対し金融商品取引法に基づき当社の従業員に対する納付命令を勧告されている課徴金の額は73万円であります。

## 3. 社内調査等の実施について

現在、当社内において、当該従業員からの聞き取りを含め、今回の事態が発生した原因、管理態勢の問題点等に対する調査を進めております。その結果に基づいて、当該従業員に対する社内処分を厳正に行う所存です。

## 4. 再発防止策について

当社では、平成18年6月より内部者取引管理規程及び自社株式売買時の事前申請制度を制定・運用しており、内部者取引の未然防止に努めてまいりました。しかし、今回、従業員による法令違反の指摘を受け、当社のこれまでの取り組みには不十分な点があったものと認識しております。今後は、自社株式売買に関する規程の実効性の検証と厳格な実施、全役職員に対する研修等の実施を含めたコンプライアンス管理態勢の一層の整備と強化を行い、改めて再発防止に努めてまいります。

以 上